

令和7年10月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蟙 名 和 子

1 開催日時 令和7年10月21日（火曜日）午前9時57分～午前10時4分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

（1）専決処分の報告について

○出席委員

委員長	奈良祥孝	委員天内慎也
副委員長	姥名和子	委員館山善也
委員	中田靖人	委員大矢保
委員	軽米智雅子	

○欠席委員

委員 奈良岡 隆

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	小野正貴	監査委員事務局長	遠嶋祥剛
総務部理事	村上靖	総務部次長	越後谷和人
企画部長	金谷浩光	危機管理監	鈴木健仁
企画部理事	中村敦	企画部次長	沢木正明
税務部長	横内修	税務部次長	工藤健志
浪岡振興部長	奈良英文	総務課長	藤林靖幸
会計管理者	齋藤賢剛	関係課長等	
選挙管理委員会事務局長	柴田一史		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保拓哉 議事調査課主幹 風晴英樹

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日は、奈良岡委員が公務のため、欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「専決処分の報告について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

本件につきましては、本年8月開催の本常任委員協議会におきまして、事故の報告を申し上げたところであります、事故の発生は、本年7月28日、月曜日の午後0時43分頃に発生したものであります。

事故の発生状況であります、アウガでの業務を終え本庁舎に帰庁するために駐車場から出庫する際、対向車の進路にはみ出さないようハンドルを左に切り前進したところ、ハンドルを左に切り過ぎたことが原因で、公用車の左側面後方と左側に駐車していた車両の前面右側が接触したものであります。

損害賠償につきましては、双方協議の結果、市が相手方に対し、この事故による車両損害額といたしまして7万7050円を負担することで合意し、合意内容について令和7年10月10日に専決処分をし、同日示談が成立したものであります。

なお、損害賠償につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 総務部でいいと思うんですが、令和7年10月16日の新聞の記事の見出しを読みますけれども、「入札談合損害賠償金 青森市で不適切事務」、収入未済2億円超と書いています。この内容が分からぬので教えてほしいです。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。概要から内容までを説明いたします。

この入札談合の概要でありますが、平成22年4月に、公正取引委員会が、青森市発注の土木一式工事の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったものであり、また、青森市に対しましても、入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置要求が行われたものであります。

これを受け、青森市におきましては、独占禁止法に違反した行為があったと認定されました 29 者に対し、青森市工事請負契約標準約款の規定に基づき、損害賠償金として、総額 21 億 6110 万 7060 円を請求したものです。

29 者のうち、破産した 3 者を除く 26 者について債権回収を行ってまいりましたが、本年 5 月 9 日に事業者から最後の納付があり、総額 20 億 4287 万 6424 円の債権の回収が全て終了したところでありますけれども、賠償金の一部が収入未済として残っている不適切な事務処理が判明したところであります。

収入未済となっておりましたのは、破産した 3 者分、1 億 1823 万 636 円、共同不法行為があつたとして市元幹部らに請求いたしました 9113 万 9146 円であり、10 月 1 日付で不納欠損処分を行いました。

これらの不納欠損処分につきましては、本来であれば、破産した 3 者分は、破産手続が終結いたしました平成 24 年度及び平成 26 年度に行うべき事案であります。

また、市元幹部らに請求いたしました分については、破産した 3 者分のうち、2 者分を請求したものであり、平成 24 年第 4 回市議会定例会において提案いたしました訴えの提起に係る議案が否決されたことをもって、調定を取り消すべき事案であります。いずれも、当時の市政において適切に処理すべき事案であったところであります。

今後、このような不適切な処理が生じないよう、全職員に対して徹底した指導を行い、再発防止に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 説明を受けても、ぴんと来ないんですが——またあとで時間をください。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 簡単に言うと、事務処理をしていなかったということです。

前段で多くの説明がありましたが、要は鹿内市政のときに収入未済額のところをちゃんと事務処理していなかったということだと思います。そして、最後の事務処理を今やったということだと思います。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 ただいま、中田委員がおっしゃったとおりであります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)